

第 180 回価格審査委員会議事要旨

| | |
|---------|--|
| 開催日時、場所 | 2018 年 10 月 18 日（木）午前 10 時 00 分～11 時 40 分 経済調査会会議室 |
| 出席委員 | 加藤佳孝、小路直彦、鈴木準、野口貴文（委員長）、笛田俊治（五十音順） |

| 審議事項及び委員意見・質問 | 経済調査会説明・審議結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|------|------|-----------------|--|--|------|--------------------|---|----|-----------------------|--|------|-----------|--|---------|----|--|---------|----|---|---------|----|---|
| <p>1. 前回議事概要の確認</p> <p>2. 「積算資料」11 月号土木系資材の価格変動の妥当性について</p> | <p>・ 前回議事概要案が承認された。</p> <p>・ 審査対象資材のうち、11 月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 20%;"><品目></th> <th style="text-align: center; width: 20%;">[地区]</th> <th style="text-align: center; width: 60%;">(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【上申した資材】</td> </tr> <tr> <td>異形棒鋼</td> <td>北海道、東北、関東、新潟、中部、九州</td> <td>製造コストの増加から、メーカー・流通筋共に見積価格を引き上げて売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件について値上げを受け入れ、一部地区を除いて、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>鉄屑</td> <td>金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇</td> <td>秋需を迎えた国内需要は旺盛で、電炉メーカー各社に買い控えの様子は見られない。中部地区のほか、近畿、九州など西日本を中心に問屋側の売り腰は強く、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>水戸、宇都宮、前橋</td> <td>2018 年 4 月の値上げ打ち出しに対し、北関東地区ではメーカー間の競合が少ないことなどから価格交渉に進展が見られた。主要な需要者側が値上げの一部を受け入れたため、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>水戸</td> <td>協組再編に伴い、製造コストの増大を販売価格に反映するべく 2018 年 4 月出荷分より値上げを打ち出した。数ヶ月の価格交渉を経て、その一部が浸透し、市況上伸。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>福岡</td> <td>協組再編に伴い、2018 年 1 月契約分以降、段階的に値上げを打ち出す。空港関連工事など大型案件を前に、安定供給を優先した需要者側が値上げを受け入れ、市況は大幅に上伸した。</td> </tr> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>佐賀</td> <td>協組は、2018 年 4 月契約分より製造コストの増加と輸送費の上昇などを理由に値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側は、打ち出された値上げの一部を受け入れ、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table> | <品目> | [地区] | (理由) | 【上申した資材】 | | | 異形棒鋼 | 北海道、東北、関東、新潟、中部、九州 | 製造コストの増加から、メーカー・流通筋共に見積価格を引き上げて売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件について値上げを受け入れ、一部地区を除いて、市況上伸。 | 鉄屑 | 金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇 | 秋需を迎えた国内需要は旺盛で、電炉メーカー各社に買い控えの様子は見られない。中部地区のほか、近畿、九州など西日本を中心に問屋側の売り腰は強く、市況上伸。 | セメント | 水戸、宇都宮、前橋 | 2018 年 4 月の値上げ打ち出しに対し、北関東地区ではメーカー間の競合が少ないことなどから価格交渉に進展が見られた。主要な需要者側が値上げの一部を受け入れたため、市況上伸。 | 生コンクリート | 水戸 | 協組再編に伴い、製造コストの増大を販売価格に反映するべく 2018 年 4 月出荷分より値上げを打ち出した。数ヶ月の価格交渉を経て、その一部が浸透し、市況上伸。 | 生コンクリート | 福岡 | 協組再編に伴い、2018 年 1 月契約分以降、段階的に値上げを打ち出す。空港関連工事など大型案件を前に、安定供給を優先した需要者側が値上げを受け入れ、市況は大幅に上伸した。 | 生コンクリート | 佐賀 | 協組は、2018 年 4 月契約分より製造コストの増加と輸送費の上昇などを理由に値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側は、打ち出された値上げの一部を受け入れ、市況上伸。 |
| <品目> | [地区] | (理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【上申した資材】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 異形棒鋼 | 北海道、東北、関東、新潟、中部、九州 | 製造コストの増加から、メーカー・流通筋共に見積価格を引き上げて売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件について値上げを受け入れ、一部地区を除いて、市況上伸。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鉄屑 | 金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇 | 秋需を迎えた国内需要は旺盛で、電炉メーカー各社に買い控えの様子は見られない。中部地区のほか、近畿、九州など西日本を中心に問屋側の売り腰は強く、市況上伸。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| セメント | 水戸、宇都宮、前橋 | 2018 年 4 月の値上げ打ち出しに対し、北関東地区ではメーカー間の競合が少ないことなどから価格交渉に進展が見られた。主要な需要者側が値上げの一部を受け入れたため、市況上伸。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生コンクリート | 水戸 | 協組再編に伴い、製造コストの増大を販売価格に反映するべく 2018 年 4 月出荷分より値上げを打ち出した。数ヶ月の価格交渉を経て、その一部が浸透し、市況上伸。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生コンクリート | 福岡 | 協組再編に伴い、2018 年 1 月契約分以降、段階的に値上げを打ち出す。空港関連工事など大型案件を前に、安定供給を優先した需要者側が値上げを受け入れ、市況は大幅に上伸した。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生コンクリート | 佐賀 | 協組は、2018 年 4 月契約分より製造コストの増加と輸送費の上昇などを理由に値上げを打ち出す。安定供給を優先する需要者側は、打ち出された値上げの一部を受け入れ、市況上伸。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 審議事項及び委員意見・質問 | 経済調査会説明・審議結果 | | | | | | |
|---|---|---|------|------|-------------------|-----------|---|
| | <p>クラッシュラン 岡山 コンクリート用砕石</p> <p>岡山地区の砕石業者5社のうち、安値販売を続けてきた1社の出荷量が減少する見通しとなる。他の4社が2018年4月に値上げを打ち出し、需要者側がその一部を受け入れ、市況上伸。</p> <p>軽油 全国</p> <p>秋の定期修理が始まり、需給は引き締められを見せる中、9月末に主要産油国による増産見送りが決定され、原油相場は大幅に上昇した。元売卸価格、スポット価格ともに上昇し、市況上伸。</p> | | | | | | |
| <p>○セメント価格の値上げ理由にある設備維持にかかるコストとは、どのようなものか。</p> <p>○福岡の生コン価格について、組員、員外社ともに困窮していた中で協組再編に至ったということだが、具体的にはどのような状況だったのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、工場や貯蔵基地の設備維持にかかる費用のこと。燃料となる石炭や回転窯（キルン）に使用する耐火レンガの価格、そして、運搬費の上昇などに加え、老朽化した設備の維持補修にかかる費用も増大しているということ。 ・福岡地区の生コンクリート価格は、これまで、受注競争により政令市最安値水準で推移し、組員、員外社ともに企業体力が徐々に削がれるような状況が続いていた。工事物件はあるものの、競争で疲弊していた状況を打開するためには、員外社の組合への取り込みが急務であったため、協組は員外社と粘り強く交渉を継続。2017年10月までに員外社のほとんどが組合に加盟し、協組再編が達成。市況立て直しへの足掛かりとなった。 | | | | | | |
| <p>3.「積算資料」11月号建築系資材の価格変動の妥当性について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・審査対象資材のうち、11月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table border="1"> <thead> <tr> <th><品目></th> <th>[地区]</th> <th>(理由)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【上申した資材】 型枠用合板</td> <td>全国（沖縄を除く）</td> <td>販売側が割高な製品の仕入れに消極的なため、市場は品薄状態。需給の引き締めを受けて販売側は売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件を中心に値上げを受け入れ、市況上伸。</td> </tr> </tbody> </table> | <品目> | [地区] | (理由) | 【上申した資材】 型枠用合板 | 全国（沖縄を除く） | 販売側が割高な製品の仕入れに消極的なため、市場は品薄状態。需給の引き締めを受けて販売側は売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件を中心に値上げを受け入れ、市況上伸。 |
| <品目> | [地区] | (理由) | | | | | |
| 【上申した資材】 型枠用合板 | 全国（沖縄を除く） | 販売側が割高な製品の仕入れに消極的なため、市場は品薄状態。需給の引き締めを受けて販売側は売り腰を強めている。需要者側は納期見合いの案件を中心に値上げを受け入れ、市況上伸。 | | | | | |
| <p>○ラワン合板（無塗装品）の騰勢が続いているが、針葉樹合板への代替はどの程度進んでいるのか。</p> <p>○型枠用合板に関する調査情報の中で、「仕入れ価格が国内価格より100円高い」という記述があるが、どういう意味か。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・現時点で、針葉樹合板の価格の方が安価ではあるが、針葉樹合板は水分を含んで変形しやすく、現場では敬遠されるケースが多い。そのため、シェアは数%程度に止まっている。指摘の通り、ラワン合板（無塗装品）の騰勢が続いているため、針葉樹合板の認知度は徐々に上がってきている。 ・調査先の販売業者が「産地価格が高騰しているため、現在の仕入れ価格は国内販売価格よりも100円上回っている状況だ」と言った内容をヒアリング情報として整理したもの。具体的な金額は別にしても、多くの販売業者が同様な感想を持っている様子がうかがえる。 | | | | | | |
| <p>4. その他</p> <p>(1) 次回開催予定</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・2018年11月16日（金）10時～12時と決定。 <p style="text-align: right;">(以上)</p> | | | | | | |

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて理事長に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由、他調査機関の調査結果との比較資料等を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改訂施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改訂施行する。